

# 令和6年「岡崎の桜まつり」 出店協賛 募集要項

## 1 出店概要

### (1) 出店場所

乙川河川緑地右岸エリア、岡崎公園二の丸エリア

※出店場所のイメージ図は本募集要項の6ページ、7ページでご確認ください。

### (2) 出店期間

令和6年3月22日（金）から4月5日（金）まで <15日間>

11：00から21：00まで

※準備が整っていれば、10：00から販売開始可

※アルコールの提供可、夜間ライトアップあり（21：00まで）

※桜まつりライトアップ期間は4月6日（土）まで

### (3) 内容

#### ① 物販出店【テント】 場所：乙川河川緑地右岸 募集数20区画

出店協賛金 全日出店 40,000円

単日出店の場合 平日3,000円 土日6,000円 /日 ※税込

- ・ 1区画のサイズは2.7m×3.6m
- ・ 全日出店される方はテントを主催側で用意します。単日出店の方は各自テントを持参ください。  
※持参するテントのサイズは1区画に収まるサイズまで。  
※テントを持参される方は、毎日設営・撤去を行ってください。  
※テントは強風時でも飛ばされないよう必ずペグ打ちとウエイトを準備ください。
- ・ 日中のみ（～17：00まで）の出店も可能です。  
※日中のみの出店者は18：00までに必ず撤収してください。
- ・ 電源、照明、ガス、水、机・椅子（出店者様用）は各自で持参ください。
- ・ 飲食物以外の物品販売となります。

#### ※物販商品について

- ・ 飲食物の販売は不可です。弁当・惣菜などその場で調理していないものも不可です。
- ・ 飲料についてもペットボトル、缶等でも冷やしたり、温めたりの販売は不可です。  
※上記2項目は飲食販売（テントでの販売）で販売可能です。
- ・ 常温で長期保存しても食品衛生上問題のない包装食品の販売は可能です。
- ・ 常温で長期保存ができ、かつ食品衛生上問題がない食品とは、具体的には包装されたスナック菓子、カップ麺、ペットボトル飲料、缶飲料、密閉されたジャムなどがあります。

**② 飲食出店【テント】 場所：乙川河川緑地右岸 募集数20区画**

出店協賛金 全日出店 160,000円

単日出店の場合 平日12,000円 土日24,000円 /日 ※税込

・ 1区画のサイズは2.7m×3.6m

・ 全日出店される方はテントを主催側で用意します。単日出店の方は各自テントを持参ください。

※持参するテントのサイズは1区画に収まるサイズまで。

※テントを持参される方は、原則テントは毎日設営・撤去を行ってください。

※テントは強風時でも飛ばされないよう必ずペグ打ちとウエイトを準備ください。

・ 日中のみ（～17：00まで）の出店も可能です。

※日中のみのお出店は18：00までに必ず撤収してください。

・ 電源、照明、ガス、水、机・椅子（出店者様用）は各自で持参願います。

・ 食品営業許可もしくは臨時食品営業許可を受けていることが必要です。

・ 販売品目は保健所で食品営業許可を受けられる品目に限ります。

※火気を使用する店舗は消火器（4型以上）の設置（各自持参）が必要です。

**③ 飲食出店【キッチンカー】 場所：乙川河川緑地右岸 募集数30台**

出店協賛金 全日出店 160,000円

単日出店の場合 平日12,000円 土日24,000円 /日 ※税込

・ 電源、照明、ガス、水は各自で持参ください。

・ ライトアップ終了（21：00）までの営業となります。

※日中のみのお営業は出来ません。

・ 食品営業許可もしくは臨時食品営業許可を受けていることが必要です。

・ 販売品目は保健所で食品営業許可を受けられる品目に限ります。

※火気を使用する店舗は消火器（4型以上）の設置（各自持参）が必要です。

**④ 飲食出店【キッチンカー】 場所：岡崎公園内二の丸 募集数15台**

出店協賛金 全日出店 80,000円

単日出店の場合 平日6,000円 土日12,000円 /日 ※税込

・ 電源、照明、ガス、水は各自で持参願います。

・ ライトアップ終了（21：00）までの営業となります。

※日中のみのお営業は出来ません。

・ 食品営業許可もしくは臨時食品営業許可を受けていることが必要です。

・ 販売品目は保健所で食品営業許可を受けられる品目に限ります。

※火気を使用する店舗は消火器（4型以上）の設置（各自持参）が必要です。

#### (4) 出店条件

申込時に、以下の条件を満たしていること。

- ① 令和6年1月1日時点で「ア 岡崎市観光協会会員」「イ 岡崎おもてなしキャラバン隊」「ウ 家康印」「エ 岡崎市内に事業所または店舗を有する」「オ 岡崎市内に在住している」いずれかに該当している方。  
※「オ 岡崎市内に在住している」のみ条件を満たしている方は確認のため、申込時に身分証明書の写し（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポートのいずれか）の提出が必要。
- ② 食品営業許可など出店に必要な許可を受けていること。
- ③ 販売行為を行ったことに起因して生じた損害を賠償するための保険に加入していること。  
※物販出店は損害賠償保険、飲食出店は損害賠償保険と生産物賠償責任保険
- ④ 原則1事業者につき1区画まで。  
※ただし、応募状況によってはご相談に応じます。
- ⑤ 反社会勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定義する暴力団及びその関係団体等をいう）でないこと。
- ⑥ 出店が決定した段階で提出すべき「出店誓約書」及び「表明・確約書」の内容を理解し、これらの書類を虚偽りなく提出できる者であること。

出店が決定したら、以下の書類を提出いただきます。

- a：出店条件に必要な保険証券の写し
- b：出店に必要な許可証の写し  
※食品営業許可証（露店営業許可証）、酒類販売業免許など
- c：出店誓約書（別紙1）の提出
- d：表明・確約書（別紙2）の提出

3月1日の合同説明会時に上記必要書類を提出ください。

※申込内容に虚偽が発覚した場合は、出店をお断りします。

#### (5) 出店場所

各店の出店場所は主催者にて決定致します。

#### (6) 撤去日

4月6日（土）の8：30～12：00に撤去作業を行うようにしてください。

※4月6日（土）午後は家康行列の準備があるため、必ず正午までに作業を完了してください。

#### (7) 申込方法

「桜まつり出店協賛申込書」に必要事項をご記入いただき、専用メールアドレスに申込書を添付して送信ください。 ※FAXも可

※「桜まつり出店協賛申込書」は、HP岡崎おでかけナビ 特集「岡崎の桜まつり」内にあ

る出店協賛申込書をダウンロードしてください。

※募集枠を超えた応募があった場合は、「岡崎市観光協会会員」「岡崎おもてなしキャラバン隊」「家康印」に加盟している方を優先させていただく場合がございます。

(8) 申込期限

令和6年 2月9日(金) 16:00まで

(9) 選考結果通知

令和6年 2月20日(火)～22日(木)の間に

確定者に通知いたします。通知は原則メールにて行いますので、必ず申込書にメールアドレスを記入してください。

2 出店者説明会

出店者に対する説明会は、以下の日程により開催しますので、出席をお願いいたします。

日時： 令和6年 3月1日(金) 14:00～

場所： 図書館交流プラザ りぶら 3F 302号室

※どうしてもご調整が難しい方はご相談ください。

3 出店協賛の支払いについて

説明会時に振込先をお伝えしますので、期日までにお支払いください。

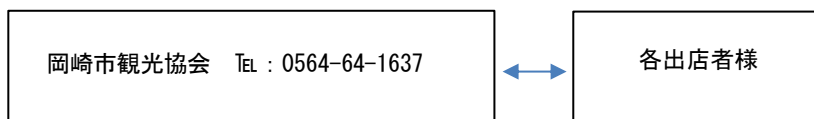
振込期日： 令和6年 3月8日(金)

※出店協賛金は返金いたしません。

※振込期日までにお支払いいただけない場合は、出店できません。

4 連絡網について

桜まつり開催前の連絡事項や開催期間中のトラブルの際には、下記の連絡網のとおり連絡をお願いします。



5 注意事項

- (1) 出店期間中は必ず岡崎市観光協会の指示に従い、代表者は常に連絡が取れるようにしていただき、緊急時に対応できるようにしてください。
- (2) 販売許可された出店場所内のみで行い、その他の場所での販売などの行為は行えません。
- (3) 飲食物を販売する場合は、出店場所が油などで汚れないように、出店者により必ず各ブース下（売り場含む）にビニールシート（防炎性のもの）を2重で敷いてください。汚した場合、出店者で清掃するなど対応をお願いいたします。なお、シート等が敷かれていない場合や、汚れが清掃されていない場合などは、清掃費用を請求させていただきます。
- (4) 調理に火気器具等（電磁調理器を含む）を使用する場合は、業務用消火器の設置が義務付けられていますので、必ず用意してください。

- (5) 申請書類に虚偽の内容があった場合は、出店をお断りします。
- (6) 割り当てられたスペースの一部又は全部を譲渡又は貸与していることが発覚した場合は、ただちに撤収していただきます。
- (7) 開催期間中の商品の保管は、出店者の責任において行い、ブース内で発生したゴミは必ず出店者が責任を持って処分してください。ブース内に放置してあったり、ゴミステーションに持ち込まれたりした場合は、処理費を請求させていただきます。
- (8) 出店にかかる盗難・紛失については、岡崎市観光協会は一切責任を負いませんので、夜間も含め出店者の商品、備品、貴重品等は出店者の責任で管理してください。
- (9) 出店者の故意・過失により事故等があった場合は、出店者の責任において対処してください。
- (10) 出店期間中の営業終了時刻は21：00を予定しています。この時間に必ず営業を終了していただくよう時間厳守をお願いいたします。

## 6 出店時について

食品を販売する事業者は、出店当日「食品営業許可証」を見やすい位置に掲示し、申請書の控（出店許可品目のわかるもの）を店舗内に携帯して営業してください。

## 7 荷物等の搬入・搬出について

搬入時間 8：30～9：30

搬出車両 21：00～22：00 ※日中のみ出店者は17：00～18：00

- ・出店者様用駐車場（有料）を近隣に用意する予定です。※1店舗につき1台まで。
- ・搬入車の駐車場と混雑時の搬入についての詳細は、出店者説明会にてお伝えします。

## 8 備品レンタルについて

出店される方で発電機のレンタルを希望される方には、合同説明会にてレンタルの受付を行う予定です。

## 9 イベントの中止について

荒天時は岡崎市と協議してイベントの中止をする可能性がございます。

## 10 補償、返金について

桜の開花状況や天候不良による来場者減少に伴う営業損失についての補償は行いません。また、いかなる理由でも協賛金の返金は致しません。

## 11 申込先・連絡先

一般社団法人岡崎市観光協会

〒444-0045 愛知県岡崎市康生通東2丁目47番地

電話 0564-64-1637 FAX 0564-64-1638

平日 9：00～17：00

## 1 2 出店場所イメージ

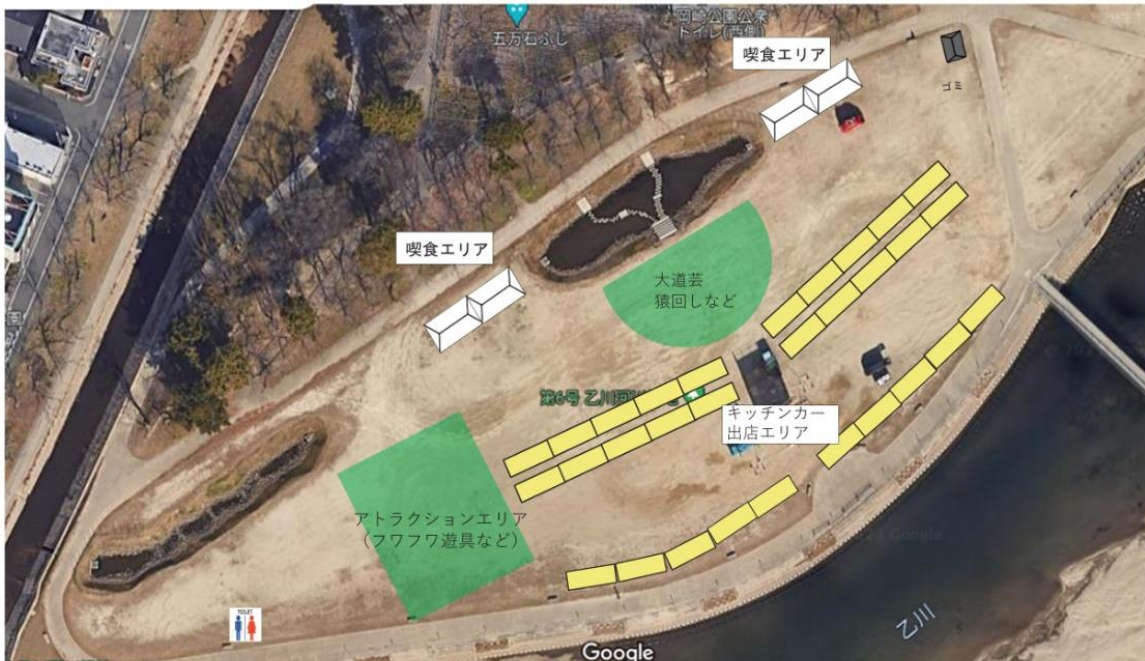
### 乙川右岸 テント出店エリア (イメージ)



※応募状況によりレイアウトは変更の可能性があります。



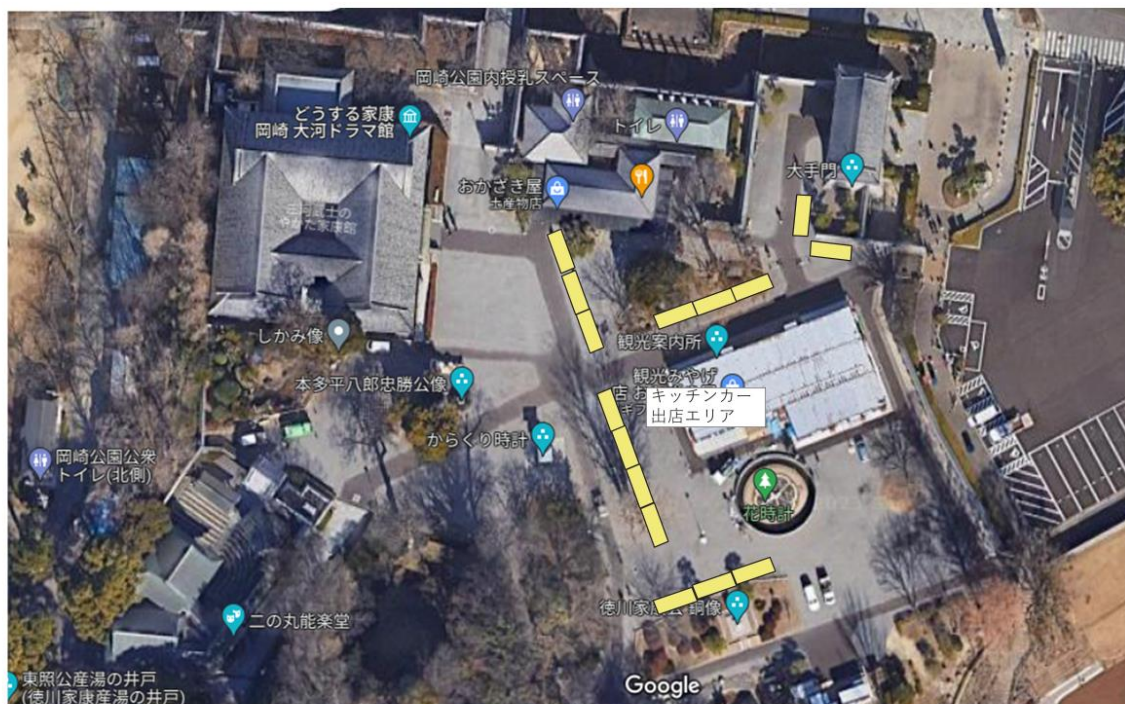
### 乙川右岸 キッチンカー出店エリア (イメージ)



※応募状況によりレイアウトは変更の可能性があります。



岡崎公園二の丸 キッチンカー出店エリア



※状況によりレイアウトは変更の可能性があります。

## 出店誓約書

私は令和6年「岡崎の桜まつり」乙川河川緑地右岸への出店申込みにあたり、出店協賛募集要項及び次の事項を厳守することを誓約します。

- 1 出店するにあたり、関係法令を遵守いたします。
- 2 「出店協賛募集要項」の記載事項を守ります。
- 3 出店場所・営業時間などを含めた一切の事項について、主催者の判断に従います。その際には、主催者に対していかなる損害賠償も求めません。
- 4 申込み以外の商品を取り扱いません。
- 5 出店にあたり発生した事故及びクレーム、イベント運営や物品販売に起因する全ての事項については、出店者が責任をもって解決し、主催者に一切の賠償などの請求は行いません。
- 6 商品については、搬入から搬出まで出店者が責任を持ち、盗難、紛失があった場合も出店者が責任をもち、主催者に一切の賠償など請求は行いません。
- 7 出店にあたり出たゴミについては責任をもって必ず持ち帰ります。
- 8 会場内においては、事業の安全運営を第一に、主催者より指示があった場合は、速やかに指示に従います。

令和6年 月 日

一般社団法人岡崎市観光協会 殿

住所

---

店名・企業名

---

代表者名

---



## 表明・確約書

私（使用人を含む）は、令和6年「岡崎の桜まつり」乙川河川緑地右岸への出店申込みにあたり、次に掲げる者に該当せず、次に掲げる行為を遵守し、将来において相違ないことを表明し、確約します。

この表明・確約書に虚偽の申請をした場合は、出店を取り消されることになっても一切の異議を申し立てず、また賠償や補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は一切私（当店）の責任とします。さらには、詐欺罪等の刑罰法令に触れる行為として厳重に処罰されることも理解しています。

私の住所・氏名・生年月日・店舗（会社）名・出店（商品）内容の情報を、岡崎市を通じて愛知県岡崎警察署へ提供することに同意します。

（各項目を確認してチェックすること。）

- 1 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）に該当する者
  - 2 暴力団等が経営を支配している又は経営に実質的に関与していると認められる者
  - 3 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、暴力団を利用していると認められる関係にある者
  - 4 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係にある者
  - 5 暴力団等と社会的に非難されるべき関係にある者
  - 6 暴力団等と生計を同一にする関係にある者
  - 7 愛知県暴力団排除条例第26条第1項に規定する公表された法人等に属している者
  - 8 前各号のいずれかに該当する者や法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている者
  - 9 自ら又は前各号のいずれかに該当する者や法人等を利用して、営業に際して以下の各号のいずれかの行為も行いません。
- (1) 暴力的要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 詐術、暴力的又は脅迫的な言動を伴う行為
  - (4) 他の物の名誉・信用を毀損し、又は毀損するおそれのある行為
  - (5) 他の物の業務の妨害、又は妨害するおそれのある行為

令和6年 月 日

一般社団法人岡崎市観光協会 殿

住所 〒 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日（ 歳）

店舗（会社）名 \_\_\_\_\_

出店（商品）内容 \_\_\_\_\_